
「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」等の
一部改正について

日証協 平成 28 年 3 月 15 日

本協会では、本年 3 月 15 日の自主規制会議において、「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」及び「債券等のフェイルの解消に関する規則」における所要の整備を行うため、これらの規則の一部を改正することとした。

本規則改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」等の一部改正について

平成 28 年 3 月 15 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨・骨子

今般、「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」及び「債券等のフェイルの解消に関する規則」における所要の整備¹を行うため、これらの規則の一部を改正することとする。

II. 施行の時期

この改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

以 上

¹ 平成 25 年金融商品取引法等改正による、標記規則において引用している「社債、株式等の振替に関する命令」における「短期外債」を定義する条文の条ずれに伴う所要の整備

「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 3 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 2 短期社債等 社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条 (第 1 号を除く。) に規定する振替外債のうち、<u>社債、株式等の振替に関する命令第 10 条の 11 第 2 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債 (以下「短期投資法人債」という。)、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債 (以下「短期債」という。) 及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債 (以下「短期農林債」という。) をいう。</u> 3 ～ 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。	(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 2 短期社債等 社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条 (第 1 号を除く。) に規定する振替外債のうち、<u>社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債 (以下「短期投資法人債」という。)、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債 (以下「短期債」という。) 及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債 (以下「短期農林債」という。) をいう。</u> 3 ～ 5 (省 略)

「債券等のフェイルの解消に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 3 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・2 (現行どおり) 3 債券等 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。 イ～チ (現行どおり) リ 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するもの及び振替法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、<u>社債、株式等の振替に関する命令第 10 条の 11 第 2 項</u>に規定する短期外債を除く。）に表示されるべき権利 4～10 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。	(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・2 (省 略) 3 債券等 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。 イ～チ (省 略) リ 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するもの及び振替法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、<u>社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項</u>に規定する短期外債を除く。）に表示されるべき権利 4～10 (省 略)